

これまで発刊した「広報にしはら」が

ホームページで見られるようになりました

1966(昭和41)年に創刊した「広報にしはら」は、これまで行政からの情報やまちの話題を提供するツールとして町民のみなさんに活用いただいている。このたび町では、創刊号から本号(469号)まで発行されたすべての広報誌を、町ホームページで公開しました。過去の広報誌はその時代を映し出した貴重な資料です。過去の西原町を調べたり、これまでの町の変遷をたどることができます。

過去の「広報にしはら」トピックス！

- | | |
|---------------|---|
| 1966年 4月第 1号 | 「広報にしはら」発刊。このときは年4回の発行。(毎月発行になったのは1974年から) |
| 1968年 7月第12号 | 西原村章が決定。これより広報誌にも村章が印刷されるようになりました。 |
| 1968年11月第14号 | 現在の町役場(当時は村役場)庁舎が完成しています。当時としては斬新で近代的な建物だったそうです。 |
| 1969年 7月第18号 | 「小那霸に診療所を設置」このとき西原村は無医村の状態であり、その課題が解消されたことです。 |
| 昭和47年 7月第25号 | 沖縄が日本復帰を果たした年で、「復帰年度施政方針」が発表されました。(昭和47年以前は予算や決算の金額にドル表示が見られます) |
| 昭和48年 5月第30号 | 西原村役場で初めて職員採用試験が実施されています。村初の公立保育所、西原保育所が完成しました。 |
| 昭和53年 7月第87号 | 沖縄でいっせいに交通ルールが変更になった、いわゆる730(ナナサンマル)の記事が掲載されています。 |
| 昭和54年 4月第95号 | 「西原町」が誕生。昭和54年4月1日をもって、村政から町政へ移行しています。 |
| 昭和61年10月第189号 | 第42回国民体育大会(海邦国体)が開催され、町民体育館で成年男子バスケットボール競技が行われました。 |
| 平成 4年 4月第242号 | 公募の結果、「広報にしはら」の表紙の題字が決定。この題字は現在も使用しています。 |



西原町ホームページ：<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>
<トップページ⇒広報にしはらバナー⇒1966年4月～2000年9月>

ホームページに関するお問い合わせ 総務部企画財政課広報係 ☎ 945-5340

消防法の一部改正にともない

緊急!! 平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災報知器の設置義務があります。

住宅用火災報知器の設置はお済みですか？

設置する場所
子供部屋や高齢者の居室と、就寝に使われている部屋には取付けましょう。

●寝室・階段への取付けは義務付けられています。 ●台所・居室への取付けもおすすめします。

機器購入に関するお問合せはこちらに
住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/index2.html>
受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時
(12時から1時を除く)(土、日及び祝祭日は休み)

0120-565-911
FreeDial

東部消防組合消防本部 946-5479

購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。
日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには、「鑑定マーク(NSマーク)」がついています。
※マークの付いている場所は機種により異なります。

機器購入に関するお問合せはこちらに
住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/index2.html>
受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時
(12時から1時を除く)(土、日及び祝祭日は休み)

0120-565-911
FreeDial

緊急!

草木類のごみ出し方法の変更について

緑のリサイクル事業は平成21年11月30日から本格的に事業開始し、みなさまの協力のおかげで燃えるごみの減量化に寄与しています。そこで、当初は木枝のみの回収であったものを、町民の要望により草や葉の付いた枝等も回収してきました。しかし、想定していた以上に各家庭から排出される草木類の量が多く、既存の施設では面積、機械の性能、作業員の数等を見直さなければ回収及び堆肥化処理に支障をきたす状況になっています。現在の財政状況は、これらの問題を解決するための予算確保がままならないのが現状です。恐れ入りますが、**4月4日(月)**より当分の間、草木類の回収方法について次のように変更しますのでご協力ください。

1. 「燃えるごみ」として出す場合

- ① 枯れた木枝は「燃えるごみ」です。
- ② 枯れた葉及び草は「燃えるごみ」です。
- ③ 青い状態の葉及び草は、枯らしてから「燃えるごみ」として出してください。
- ④ 直径が10cm以上の青い状態の木枝は、枯らしてから「燃えるごみ」として出してください。

※木枝は50cm程度に切り、容易に持てる程度に束ね、ひもで縛って出してください。葉や草等は、散乱しないように束ねるか本町指定の燃えるごみ袋に入れて出してください。

2. 「資源ごみ」として出す場合

- ・直径が10cm以内の青い状態の木枝は「資源ごみ」です。

※木枝は150cm程度に切り、容易に持てる程度に束ね、ひもで縛って出してください。

2月号の記事の中でごみ出し方法の変更開始を「4月5日」と掲載しましたが、「4月4日」の誤りです。お詫びして訂正します。

お問い合わせ：総務部町民生活課 環境保全係 ☎ 945-5018

地デジ支援し隊キャラバン隊の窓口が終了間近です！

みなさん、地上デジタル放送への対応はお済みですか？

町役場ロビー前に7月から開設していました、地デジ支援し隊キャラバン隊の窓口が3月末に終了する予定です。窓口では、沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業に関する相談や、補助金申請を分かりやすくサポートしています。また地デジ受信障害などについては総務省デジサポ沖縄をご紹介したりと、地上デジタル放送に向けての様々な相談窓口として利用できます。ぜひお気軽にご相談ください！



お問い合わせ：総務部企画財政課 地デジ担当 ☎ 945-5340